



山梨県貴金属製品製造業最低工賃の改正決定に係る関係家内労働者
及び関係委託者の意見聴取に関する公示

山梨地方労働審議会一般公示第1号

山梨県貴金属製品製造業最低工賃の改正決定について調査審議を行うに当たり、家内労働法（昭和45年法律第60号）第11条第1項の規定に基づき、意見を聴取するので、山梨県の区域内の関係家内労働者又はこれに委託をする委託者であって意見を述べようとする者は、その意見を別紙様式により令和6年2月7日までに、山梨地方労働審議会（甲府市丸の内1-1-11山梨労働局労働基準部賃金室内）あて提出されたい。

令和7年1月24日

山梨地方労働審議会

会長 小澤 義彦